

栗原市公園総合管理計画(案) 概要版

第1章 はじめに

1 計画策定の背景と目的（本編 P1）

公園は、市民の憩いや、地域の賑わいの場としての機能があり、遊具のほか、ベンチや四阿（あずまや）、花壇、植栽などの施設が整備されておりますが、公共サービスとして安全・安心に提供するためには、ライフサイクルコストの軽減など長寿命化対策に取り組む必要があります。

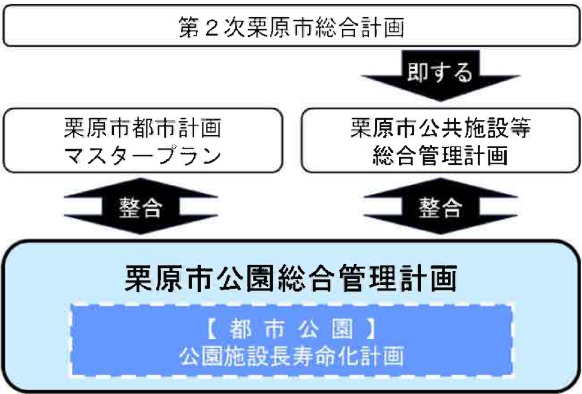
一方で、人口減少や少子化の影響、インターネット等の発達により屋内遊びの時間が増え、子どもや子育て世代をはじめとした利用者の生活環境に変化が見られています。

そのため、社会的なニーズも加味しながら、適正に管理していくことが重要となります。

このことから、計画的な整備、更新、ストックマネジメントによる予防保全型の維持管理も視野に入れ、地域の実情や個々の公園の特性に応じた取り組みを行うことで、効率的、かつ、持続的な公園管理を図ることを本計画の目的とします。

2 計画の位置付け（本編 P1）

市のまちづくりの最上位計画である「栗原市総合計画」に即し、「栗原市公共施設等総合管理計画」、「栗原市都市計画マスタープラン」等の関連計画と整合を図りながら、市が保有する公園の管理・整備に関する将来的な目標並びにプロセスを明らかにするものです。



3 計画において定める内容（本編 P3）

- ①計画期間と対象施設
- ②地区拠点公園
- ③基本方針

4 計画期間（本編 P3）

本計画の目標年次は、令和8年度（2026年度）から令和27年度（2045年度）までの20年間とします。ただし、毎年、進捗状況を確認するとともに、5年毎に社会情勢などを加味しながら計画を見直します。

5 対象施設（本編 P3）

本計画の対象施設は、第2章公園の現状に列挙した公園とします。

第2章 公園の現状（本編 P4）

本市は、平成17年の合併以前に整備された公園のほか、地域の歴史を保存していくため整備した、若柳地区のくりはら田園鉄道公園や、一迫地区の山王史跡公園などがあります。

公園は、レクリエーション、休息、運動、自然とのふれあい、災害時の避難場所など、様々な機能を持つ公共の空間ですが、その設置目的により次のとおり分類されます。

区分	都市公園	公園	児童遊園等	合計
箇所数	23	32	25	80
根拠法令	・都市公園法 ・市都市公園条例	・市公園条例等	・児童福祉法 ・市児童遊園条例 等	

地区別公園設置箇所数				
地区名	都市公園	公園	児童遊園等	合計
築館	7	0	6	13
若柳	6	5	4	15
栗駒	4	1	8	13
高清水	0	4	2	6
一迫	0	5	1	6
瀬峰	0	5	3	8
鶯沢	0	3	0	3
金成	3	2	1	6
志波姫	3	4	0	7
花山	0	3	0	3
合計	23	32	25	80

1 公園の種類（本編 P6）



2 公園の管理手法（本編 P7）

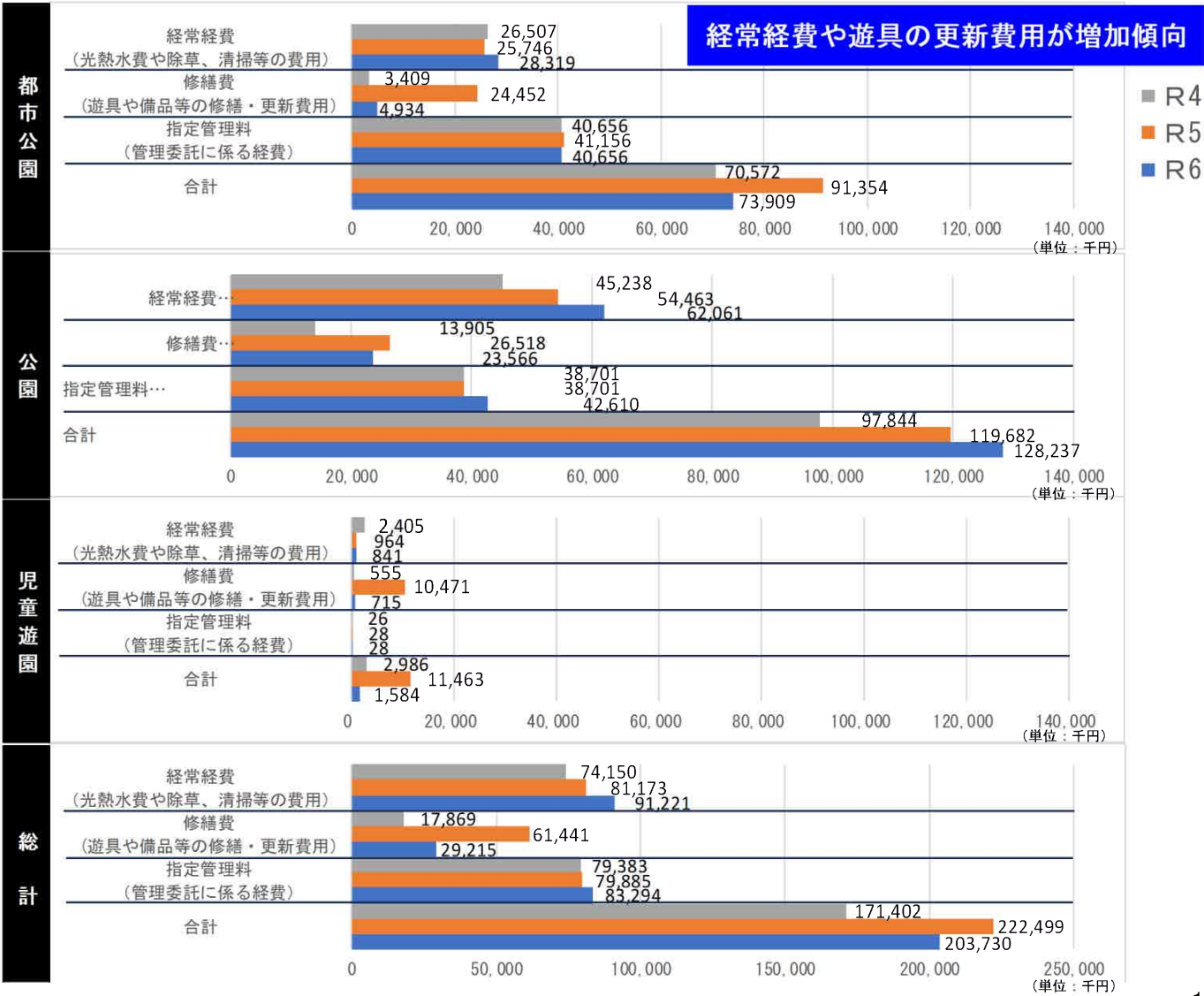
- ①市が直接管理しているもの・・・46公園
- ②指定管理を行っているもの・・・4公園 ※①との重複あり
- ③管理を地元や地域団体で行っているもの・・・31公園

3 管理施設と維持管理経費（本編 P7）

80箇所の公園のうち、遊具を設置している公園は43箇所、トイレを設置している公園は32箇所、そのほか四阿（あずまや）などの施設や、フェンスなどの工作物も設置されています。

- 【主な設備と数量】
- ・遊具 43公園 ・トイレ 32公園 ・四阿（あずまや）40公園 ・ベンチ 61公園
 - ・水飲み場 38公園 ・散策路 22公園 ・フェンス 43公園 ・駐車場（共用含む） 31公園

図：過去3年間の公園管理経費



1 基本方針（本編P9）

現状を踏まえ「公園利用」「維持管理」「適正配置」の3つの観点から課題を整理し、 栗原市公共施設等総合管理計画に掲げる『公共施設等の管理に関する基本的な方針』に基づき、次のとおり取り組みます。

課 題	公園利用	維持管理	適正配置
	・立地、規模、施設の充実度が利用者数に影響している。	・公園施設の老朽化により修繕頻度と管理費用が高くなっている。 ・除草や樹木管理等の環境整備が時期によっては追いついていない。	・市街地に複数の公園がある地区とない地区がある。 ・類似した機能を持つ施設が各地区に点在している。
	・利用実態の把握 ・魅力向上のための検討	・優先度を検討し、更新改修の推進 ・日常点検の徹底による柔軟な施設管理	・公園の集約による公共施設の適正配置
方 針 と 取 組	① 公園施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減に向け計画的、効率的な維持管理に努め、安心安全な公園を目指します		
	➢ 利用状況を検証し、必要に応じて公園の統廃合などを行うことにより、維持管理経費を約3割削減（目標施設数：80箇所 ⇒ 55箇所） ➢ 専門業者による点検により施設や設備の状態を把握しながら、計画的な更新、修繕による長寿命化の推進 ➢ 幅広い世代に安全な利用を提供するため、※インクルーシブ遊具導入の検討		
方 針 と 取 組	② 各地区における拠点公園を選定し、身近な憩いの場として市民に親しまれる公園を目指します		
	➢ 利用状況や周辺環境を考慮し、各地区の拠点公園を形成・拡充 ➢ 民間への一部委託や指定管理制度導入など、民間活力による施設管理の検討 ➢ 自然体験、野外活動、健康づくり等の市の事業や学校・地域行事などへの利用促進 ➢ 社会情勢に合わせた利用ルールの検討		

※インクルーシブ遊具…障害の有無や年齢、性別などに関わらず、多様な人々が一緒に遊べるように設計された遊具

2 各地区の拠点となる公園の位置付け（本編P10）

基本方針に掲げる各地区の拠点性を高める取り組みとして、現時点で想定される拠点となる公園を位置付けるとともに、整備または機能の充実を推進します。

地区拠点公園は、規模、アクセス性、利用状況を考慮し、下表のとおり選定します。
なお、本計画の進捗状況や地域の実情を踏まえ、整備の検討を行います。

現時点で想定される地区拠点公園			
築館地区	（仮称）築館公園	瀬峰地区	瀬峰五輪堂山公園
若柳地区	くりはら田園鉄道公園	鶯沢地区	鶯沢千刈田公園
栗駒地区	旧栗駒駅跡地周辺	金成地区	金成けやき公園
高清水地区	（仮称）高清水城址公園	志波姫地区	志波姫カリヨン公園
一迫地区	一迫山王史跡公園	花山地区	道の駅路田里はなやま周辺

3 計画の評価と進捗管理（本編P13）

評価指標とする項目

- ① 計画的な維持管理や修繕、ライフサイクルコストの縮減（コスト比較）
- ② 施設の特性や実態を踏まえた利用環境の充実と効率的な施設運営及び適正配置（利用者満足度）
- ③ 地区の拠点となる公園の整備検討（整備計画）

フォローアップの実施

本計画は、毎年、進捗状況を確認し、5年毎に社会情勢の変化や制度変更、市の財政状況を考慮しながら、適宜見直しを行い、フォローアップを実施します。

